

河音能平著

『中世封建制成立史論』

坂本賞三

本書は、一九六〇年代の日本中世封建制研究を推進した一人である河音能平氏が、いままでの氏の研究上の歩みと、現在氏が指向する方向とをまとめた著作である。本書は氏の主要論文を集めた形をとっている。が、各論文ごとに研究の展開過程におけるそれぞれの論文の位置づけが付記され、それによって六〇年代の中世封建制研究の動向と氏の足どりとが明確にされているのである。またそれと共に、註記が補なわれ、本文中に付記が加えられ、あるいはまた最近の論文では改稿の手が加えられたりして、現在の氏の見解がより明確に表現されていることを付言しておかなければならない。すなわち本書では、研究史的観点から研究論文の収録とその位置づけがなされると共に、現在の氏の見解が明示されるという、両面の配慮がなされているのである。

本書は次のような構成をとっている。

第一部 日本中世封建制の成立とその特質

序章 中世封建時代の土地制度と階級構成

第一章 日本封建国家の成立をめぐる二つの階級

第二章 院政期における保成立の二つの形態

第三章 平安末期の在地領主制について

第四章 中世社会成立期の農民問題

第五章 若狭国鎮守一二宮縁起の成立

第二部 日本封建制研究の課題と方法

第六章 農奴制についてのおぼえがき

第七章 前近代の人民闘争

第八章 「国風文化」の歴史的位置

第三部 附論

第九章 日本令における戸主と家長

第一〇章 二毛作の起源について

第一一章 下人の隸属の二段階

氏が本書で追究する課題は、日本民族の歴史的發展過程において、中世封建制の成立はいかなる内部矛盾の展開として現われてきたものかを、理論的に基礎づけると共にその具体像をゆたかに叙述し、もって現代の課題にこたえようということである。

氏の仕事は、一九五〇年代の科学的歴史学が、固定化・観念化されたところのいわゆる「世界史の基本法則」を日本の場合に適用しようとしたことから「歴史的發展を法則的にゆたかに認識する」という全体像を失って、「ゆたか」に固執する一面と、「法則的に」客観主義的に固執する一面とに分裂しつつあった状況下から出発した。本書第六章は一九六〇年に公表されたもので、第三章を別とすれば本書所収論文で最初に公にされたものであるが、右述の五〇年代の学界の状況を日本中世封建制成立の場でできりひらいていくための理論的基礎づけとして記されたものである。

ここで氏は『諸形態』その他を再検討した結果、奴隸制・農奴制は、それぞれ本源的所有（アジア的・古典古代的・ゲルマン的

・スラブなどの具体的形態をとってあらわれる原始共同体的集团的(所有)を解体させ、それにとってかわる第二次的な所有と解すべきことを論ずる。すなわち農奴制は、奴隸制と同じく、本源的(所有)の必然的な結果なのであって、奴隸制の必然的・継起的な結果なのではない。こうして農奴制が出現するとき、それは本源的共同体から現れた家族的分割労働(小経営的生産様式)に対して破壊的に作用することなく、小経営生産様式では果しきれない耕地全体の社会的な確保・維持・拡大という社会的課題をになうのである。ところで農奴制を経済的基礎とする封建的社会構成においても、その社会的構成のあり方や成立の歴史的事情によって、その国家形態やイデオロギー形態はおの異なるってくる。そしてそれぞれの歴史的经验の特殊性に応じて人間的共同性としての「民族」が形成されてくるのである。

ではその日本における中世封建制の成立はどのように具現されたか。この具現過程を、社会構造・政治的動向・イデオロギーなどの諸問題から立体的に解明していったのが第一部の六個の論文である。本書でこの具現過程の諸論文が第一部に置かれたのは、「史的唯物論の全理論体系を『具体的なもの』を媒介として不断にきたえ」ていかなければならぬとし、先述のいわゆる「世界史の基本法則」を適用するのではなく日本歴史の場において内部矛盾を追究しようとする氏の態度のあらわれである。

第一部の冒頭におかれた序章(これは一九六四年に発表された北京シンポジウム論文の同氏執筆部分である)は、日本中世封建制の構造を要約し、以下の諸論文の総括の意味をもつ。日本中世の封建的土地所有の基本的形態として、領主的土地所有・地主的

土地所有・都市貴族的土地所有があるが(なおこの三形態区分については『シンポジウム日本歴史・中世社会の形成』二五三―二五五頁の氏の発言を参照)、この領主的土地所有を実現したところの農家主階級は、院政期には郡郷司らの「職」を自らの封建的土地所有の中に包摂し、また軍事的支配身分を獲得するに至った。この農家主階級は在地領主の動きに対し、小農地主・安定的小経営農民らは勤勞的・地主的土地所有権を確保し、彼ら自身の地域村落秩序をつくりあげて特定の権門とつながり、在地領主の動きに対抗した。が同時にその村落秩序から中堅・下層の人民を排除して階層的身分をつくりあげ、彼らを抑圧したのであった。都市貴族は荘園領主は国家的土地所有を私的に分割・継承したものが、農家主階級の動きに対応して支配を再編成するようになる。

かくて第一章からはじまる本論で、氏はまず社会構造の分析を政治的動向の中で動的に把握していく。日本中世封建制を成立させる基動となった二つの階級、すなわち農家主階級と小農民階級との動きをふまえた上で、農家主階級が国家支配機構の中に進出しその中に位置づけられてくる過程に焦点がかわせられる。律令国家体制は農民の勤勞的土地所有を奪い、拡大された共同体としてのアジア的専制国家体制であったが、八世紀以来富豪層の進出にもなつて農業生産面におけるアジア的公共機能を失ってきた。一〇世紀初頭律令国家が班田收授法を最終的に断念したことは、原始共同体的ウクラードに対して富豪層による農家主経営が決定的に勝利したことを示すが、しかしこの段階で直ちにこの富豪層が自身の階級的利害を保障する政治的権力組織をもつわけではなかった。農家主階級が国家支配機構の中に位置づけられて封建國

家となるのは一世紀後期であつて、その間（氏は九〇二年から一〇八六年とする）の國家權力体制を王朝國家と規定する。

王朝國家は、「從類・伴類」や「下人所從」という身分を法的に容認したが、公田についてはなお國家が全一的に支配し、農奴主階級が「私宅」所有を拡大するのを妨げていた。一〇世紀末から一一世紀初期にみられた郡司百姓の國司苛政上訴はこの段階における政治闘争として意義づけられる。なおこの時期に農村有力者層が自らの階級の利害を守るために「同類」とよばれる同盟組織をつくり、「不善之輩」とよばれる人々を雇傭していたが、それは戦闘組織に転化する性格をもっていた。

農奴主階級が領主的土地所有を法的に保障され、國家支配機構に位置づけられることによって中世封建國家となるが、その過程は次のごとくである。開發可能地域を開發田の永代領掌を契約内容として独占的に領有するということは、律令・王朝國家体制下においてみとめられなかったところであるが、そのような領有が一世紀に入るところから「別名」として各國衙から公認されるようになってくる。かくて農奴主經營は土地所有に基礎をおく領主經營に転化するが、同時にこの在地領主たちは在庁官人・郡司として各國衙機構を彼らの共同權力機關としていった。一世紀末ごろから各國に一宮があらわれてくるのもこの國衙に結集した在地領主層を社会的基盤としたものである。そしてこのように在地領主の共同權力機關となった各國衙機構の上に成立したのが院政であつた。

このような在地領主層の動きに対して、在地領主の領主的支配に抵抗する田墾農民Ⅱ上層農民たちは自らの共同の利害を守ろう

とした。便補保に、在地領主の別符私領をそのまま便補保としたものと、田墾農民を組織してその公田負担が便補の対象とされたものとの二類型がみられるのはその表現である。このような動きの中から形成された中世的莊園村落内では、在地領主に隷屬する農奴的農民や、村落成員としての上層農民のほかに、村落秩序から疎外された多くの農民があり、その疎外された農民にも定住農民（小百姓）や流浪的農民があつた。田墾農民たちが特定の權門寺社にたよつてその支配下に入つた理由は、一つには在地領主に對抗するためであるが、一つには彼ら上層農民が小百姓や間人・非人らと區別するその特權的地位を維持しようという身分的分裂に基くものがあつた。

以上のような社會構造・政治的動向から追究していく過程で、六〇年代後半に入つたころ氏の研究は新たな局面を展開しはじめる。その萌芽はすでに前述第六章論文にみえていたが、その新局面を明確にしたのが一九六八年に發表された第七章論文である。氏はここで日本人民自身の間人變革の歴史的課題を、全歴史科學的に、日本人民の政治的・倫理的主体の問題として明らかにしなければならぬとし、イデオロギー闘争に力点をおいてイデオロギー的呪縛から自らを解放する道を見出さなければならぬことを力説する。また氏はここで小經營生産様式が前近代社會でもつ意味を強調するが、それは小經營農民を含みこんだ広汎な人民闘争に視点をすえたもので、その背景として封建社會構成の成立と共に形成される「民族」の特質を説明しなければならぬことを論ずる。そしてこの問題を説明する第一歩として、「國風文化」を民族形成の視角から論じた第八章論文を公にされたが、この問題

意識は第五章論文にもあらわれている。

附論は、日本令にみえる「家長」と「戸主」という用語の意味と背景を論じた第九章、二毛作の起源が一世紀初頭にみられたことを述べる第一〇章、下人的な身分的隷属にも、家父長的被保護者ともいふべきものと、相伝下人との二段階があったことを説く第一章とから成る。

以上豊富な内容をもつ本書を私なりに勝手に要約して紹介してきたのだが、農奴制理論の提起をはじめとして、平安期の社会構造研究を政治的動向と関連して具体化し、また近時のイデオロギ―研究の盛行の端緒をなすなど、本書所収論文によって氏が斯界に貢献したことは数多い。私もいままで氏の論文から多大の恩恵をうけてきたが、いま本書に収録された個々の論文に、発表当時触発されたいろいろなことが回想されてくるのである。

いまここではその一つとして在地領主制の形成と国家支配の交質ということについて少し述べたいと思う。在地領主が台頭して国政に影響を与える過程は、はやくから武士の台頭―平氏の公卿化―鎌倉政権という線で理解されていた。戦後在地領主制の研究が進み、在地領主制の形成に国家公権の分与の性格があることが着目されて「職」の研究の重要性がクローズアップされてきた。

本書第三章は一九五八年に発表された氏の処女論文で、在地領主制の形成と公権の問題を具体的に論じたものとして知られている。ところでこの在地領主制の形成を国家支配体制の歴史的变化の中に位置づける試みに着手したのが氏の第一章論文であった。氏は大山喬平氏の別名体制論に着目し、別名の所有が律令・王朝国家の所有法と異質のものであることをおさえた上で、別名の形成さ

れる時期をさぐり、その別名を公認する主体が各国衙であることから王朝国家の負名体制の変質―国衙機構の変質（在地領主層の共同権力機関の性格）を論じたのであった。この基本線は私も賛成であって、共鳴を感じながら読んだことを思い出す。ところで河音氏は王朝国家の時期を九〇二年（いわゆる延喜荘園整理令）から一〇六八年（後三条天皇即位）とする（本書一五四頁、また六四一―六五頁参照）。私は氏が王朝国家の下限に後三条天皇の親政を置いたのは便宜的に政治上の事象をもって示されたものと理解していたのだが、氏は後三条天皇の親政に前述の国衙機構変質の反映を見出そうという意図をもっておられるのである（『シンポジウム日本歴史・中世社会の形成』二五三―二五四頁参照）。

河音氏の論の基本線は在地領主層の台頭によって国家支配がどのように変質してくるかにあるわけで、この基本線には私も賛成するのであるが、この反映を後三条天皇親政―院政の開始ということにまで求めることが妥当かという点に、私は疑問を感じるのである。国家支配の変質が具体的な事象としてどのようにあらわれてきたかをさぐり出すことが、いま要請されているのではなからうか。そして平安期の政治的主導権交替の事象を単なる主導権争奪とみずに國政的・社会的な歴史的意義を見出すことができたらと願望することは、魅力あることだけにかえて陥穽におちいる危険性が非常に大きいのである。とくに地方政治の実際とはなれている平安期朝堂の政治的主導権の交替においては、それが國政上の問題とは別の次元で行なわれたという要因を直視しなければならぬと思う。

以上、私なりの関心から本書の紹介をし妄言をつらねてしまっ

だが、氏の真意をそこね曲解した点が少なくないのではないかとおそれている。そのようなことがあれば恕していただきたい。なお氏が本書の正誤表を『月刊歴史』三二号に掲載されたことを申添えておく。

(A5判 四〇一頁 一九七一年四月 東京大学出版会 定価二四〇〇円)

(広島大学助教授・)

望田幸男 著

『近代ドイツの政治構造』

千代田 寛

十九世紀ドイツ史上の両大事件である一八四八年の三月革命と一八七一年の帝国建設に対し、その中間にある連環ともいへべきプロイセン憲法紛争に注目することによって、政治構造論の視点から、新しい光を与えること。さらにこのことによって近代ドイツの政治構造の特質を解明すること——本書の狙いは、以上にあるといえよう。この狙いを達成するために、政治学の成果・方法の撰取とともに、様々の工夫がこらされている。

出発点となるのは「近代と現代との非連続性の承認」(三一〇頁)であり、名望家政治段階と大衆民主主義段階とがそれぞれの時期を特徴づけるのである。この政治学的歴史的發展のシェーマともいへべき構想は、講座派的な発想に対する批判(参考、望田幸男「比較近代史の論理——日本とドイツ——」ミネルヴァ書房、昭和四五年、とくに一七三頁以下)、ならびに大衆民主主義論や大衆社会論の批判的撰取にもとづくものである。例をあげてみると、ビスマルク帝国とワイマル共和国とは構造的な相違を示す。同時に、西欧、とくにイギリスとドイツとの差違——名望家政治家から大衆民主主義へというシェーマ(或は一般的规定性)は、近代ドイツに関しては一定の修正・変容を加えた上で適用されねばな